

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年8月9日(2012.8.9)

【公表番号】特表2011-526892(P2011-526892A)

【公表日】平成23年10月20日(2011.10.20)

【年通号数】公開・登録公報2011-042

【出願番号】特願2011-516339(P2011-516339)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/7088	(2006.01)
A 6 1 K	35/12	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	27/06	(2006.01)
A 6 1 K	31/713	(2006.01)
A 6 1 K	48/00	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 K	35/28	(2006.01)
A 6 1 K	35/44	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	31/7088	Z N A
A 6 1 K	35/12	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 P	27/02	
A 6 1 P	27/06	
A 6 1 K	31/713	
A 6 1 K	48/00	
A 6 1 K	39/395	D
A 6 1 K	35/28	
A 6 1 K	35/44	

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月20日(2012.6.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被験者において眼疾患を治療する又は予防するための医薬組成物であって、i) 細胞、及びii) 血管内皮増殖因子(VEGF)シグナル伝達を破壊する化合物を含む、前記医薬組成物。

【請求項2】

眼疾患が、網膜虚血、網膜炎症、網膜浮腫、網膜剥離、黄斑円孔、牽引性網膜症、硝子体出血、牽引性黄斑症、糖尿病性網膜症、糖尿病性黄斑浮腫、未熟児網膜症、黄斑変性、角膜移植片拒絶反応、血管新生線内障、水晶体後線維増殖症及び/又はルベオーシスからなる群より選択される、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

眼疾患が、網膜剥離、糖尿病性網膜症、未熟児網膜症及び／又は黄斑変性である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項4】

黄斑変性が、萎縮型加齢黄斑変性又は滲出型加齢黄斑変性である、請求項3に記載の医薬組成物。

【請求項5】

被験者において血管新生関連疾患を治療する又は予防するための医薬組成物であって、i) 細胞、及びii) 血管内皮増殖因子（VEGF）シグナル伝達を破壊する化合物を含む、前記医薬組成物。

【請求項6】

血管新生関連疾患が、血管新生依存性癌、良性腫瘍、関節リウマチ、乾癬、眼血管新生疾患、オスラー・ウェーバー症候群、心筋血管新生、プラーク新生血管形成、毛細血管拡張症、血友病性関節症、血管線維腫、創傷肉芽形成、腸管癒着、アテローム性動脈硬化症、強皮症、過形成性瘢痕、ネコ引っ搔き病及びヘリコバクターピロリ（*Helicobacter pylori*）潰瘍からなる群より選択される、請求項5に記載の医薬組成物。

【請求項7】

細胞が幹細胞又はその子孫細胞である、請求項1から6のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項8】

幹細胞が骨髄又は眼から得られる、請求項7に記載の医薬組成物。

【請求項9】

幹細胞が間葉系前駆細胞（MPC）である、請求項7又は8に記載の医薬組成物。

【請求項10】

間葉系前駆細胞が、TNAP⁺、STRO-1⁺、VCAM-1⁺、THY-1⁺、STRO-2⁺、CD45⁺、CD146⁺、3G5⁺又はそれらの任意の組合せである、請求項9に記載の医薬組成物。

【請求項11】

STRO-1⁺細胞の少なくとも一部がSTRO-1^{bri}である、請求項10に記載の医薬組成物。

【請求項12】

子孫細胞が、間葉系前駆細胞をインビトロで培養することによって得られる、請求項7から11のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項13】

化合物が、血管内皮増殖因子に結合する、及び／又は血管内皮増殖因子の産生を低下させる、請求項1から12のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項14】

血管内皮増殖因子がVEGF-A、VEGF-B、VEGF-C及び／又はVEGF-Dである、請求項13に記載の医薬組成物。

【請求項15】

血管内皮増殖因子がVEGF-Aである、請求項14に記載の医薬組成物。

【請求項16】

血管内皮増殖因子の産生を低下させる化合物が、低酸素誘導因子1（HIF-1）に結合する、及び／又は低酸素誘導因子1の産生を低下させる、請求項13から15のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項17】

化合物が、血管内皮増殖因子受容体に結合する、及び／又は血管内皮増殖因子受容体の産生を低下させる、請求項1から12のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項18】

血管内皮増殖因子受容体が、VEGFR1、VEGFR2及び／又はVEGFR3から

選択される、請求項 1 7 に記載の医薬組成物。

【請求項 1 9】

血管内皮増殖因子受容体が V E G F R 1 及び / 又は V E G F R 2 である、請求項 1 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 0】

化合物が、血管内皮増殖因子受容体に結合する血管内皮増殖因子によって誘導される細胞内シグナル伝達に関する分子に結合する、及び / 又は前記分子の産生を低下させる、請求項 1 から 1 2 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 2 1】

化合物がポリペプチドである、請求項 1 から 2 0 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 2 2】

ポリペプチドが、抗体、抗体関連分子、及び / 又はそのいずれか 1 つのフラグメントである、請求項 2 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 3】

化合物がポリヌクレオチドである、請求項 1 から 2 0 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 2 4】

ポリヌクレオチドが、アンチセンスポリヌクレオチド、センスポリヌクレオチド、触媒ポリヌクレオチド、二本鎖 R N A 分子、又はそれらのいずれか 1 つ又はそれ以上をコードするポリヌクレオチドである、請求項 2 3 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 5】

細胞の少なくとも一部が遺伝的に修飾されている、請求項 1 から 2 4 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 2 6】

被験者において眼疾患を治療する又は予防するための併用療法における使用のための薬剤を製造するための、細胞及び V E G F シグナル伝達を破壊する化合物の使用。

【請求項 2 7】

被験者において眼疾患を治療する又は予防するための併用療法における使用のための薬剤としての、細胞及び V E G F シグナル伝達を破壊する化合物の使用。

【請求項 2 8】

被験者において血管新生関連障害を治療する又は予防するための併用療法における使用のための薬剤を製造するための、細胞及び V E G F シグナル伝達を破壊する化合物の使用。

【請求項 2 9】

被験者において血管新生関連障害を治療する又は予防するための併用療法における使用のための薬剤としての、細胞及び V E G F シグナル伝達を破壊する化合物の使用。

【請求項 3 0】

細胞及び V E G F シグナル伝達を破壊する化合物、並びに、場合により医薬的に許容される担体を含有する組成物。

【請求項 3 1】

細胞及び V E G F シグナル伝達を破壊する化合物を含むキット。